

○ 警視庁会計監査規程

平成 16 年 4 月 30 日

訓令甲第 14 号

存 続 期 間

警視庁会計監査規程を次のように定める。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 会計監査の実施（第 6 条—第 11 条）
- 第 3 章 補則（第 12 条・第 13 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、警察の会計経理の適正を期するため、警視庁の行う会計の監査（以下「会計監査」という。）等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第 2 条 会計監査の実施については、会計の監査に関する規則（平成 16 年国家公安委員会規則第 9 号）、東京都会計事務規則（昭和 39 年東京都規則第 88 号）、東京都物品管理規則（昭和 39 年東京都規則第 90 号）等に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会計監査の種類）

第 3 条 会計監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 定期監査
- (2) 随時監査

（会計監査実施計画）

第 4 条 会計監査実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 会計監査の重点項目
- (2) 会計監査の対象所属
- (3) 会計監査の時期

（会計監査実施計画の変更）

第5条 会計監査を効率的に実施するため特に必要があるときは、会計監査実施計画を変更することができる。

## 第2章 会計監査の実施

### (実施)

第6条 総務部長は、会計監査実施計画に従い、会計監査を行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、総務部長は、警察の会計経理の適正を期するため特に必要があるときは、その都度、速やかに、会計監査を行うものとする。

### (定期監査)

第7条 定期監査は、各所属を対象として毎会計年度1回、会計事務全般について行うものとする。

2 定期監査は、定期監査の当日現在において、前回の定期監査以降のものについて行うものとする。

### (随時監査)

第8条 随時監査は、総務部長が必要があると認める場合に行うものとする。

なお、所属長から要請があった場合についても行うことができる。

2 随時監査の対象所属及び項目は、総務部長が指定するものとする。

### (実施状況の報告)

第9条 総務部長は、定期監査及び随時監査終了後、速やかに、会計監査の実施の状況を警視総監に報告するものとする。

### (東京都公安委員会への報告)

第10条 会計監査の実施の状況についての東京都公安委員会への報告は、前条の規定による報告を受けた都度、速やかに行うものとする。

### (会計監査の結果に基づく措置)

第11条 総務部長は、会計監査の結果に基づき、会計経理の取扱いの改善等必要な事項を関係所属長に指示するものとする。

## 第3章 補則

### (所属長の責務)

第12条 所属長は、自所属における会計経理の適正を期するため、自所属の会計の監査を行わなければならない。

### (細部事項)

第13条 この規程を実施するために必要な細部事項は、総務部長が別に定めるものとする。

る。

附 則

この訓令は、平成 16 年 5 月 1 日から施行する。